

株式会社放射線管理研究所の 「登録運搬物確認機関」としての登録について（案）

令和2年2月12日
原子力規制委員会

1. 経緯

株式会社放射線管理研究所から、令和2年1月31日、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第18条第2項の規定に基づく登録運搬物確認機関としての登録につき、同法第41条の21の規定により申請書が提出された。

2. 欠格条項、登録の要件等の確認

当該申請書及び添付書類について確認した結果、放射性同位元素等規制法第41条の21の2に規定する登録の要件等に適合しているものと認められ、同法第41条の22の規定において準用する同法第40条各号に規定する欠格条項に該当しないものと認められる（確認の概要は別添参照）。

なお、株式会社放射線管理研究所は、既に放射性同位元素等規制法に基づく登録検査機関、登録定期確認機関等（参考2）であり、登録の要件等に適合していること及び欠格条項に該当しないことのうち、各登録機関に共通する項目については、立入検査において確認してきている。

このため、「登録運搬物確認機関」として登録することとし、別紙のとおり申請者に通知を行うこととする。

3. 今後の予定

原子力規制委員会は、株式会社放射線管理研究所を登録運搬物確認機関に登録をしたことについて、同法第45条の2第2号及び登録認証機関等に関する規則第57条の規定に基づき、官報で公示を行う。

株式会社放射線管理研究所は、登録運搬物確認機関として、放射性同位元素等規制法第41条の22の規定において準用する法第41条の5の規定に基づき、運搬物確認業務規程を定め、業務の開始前に、原子力規制委員会の認可を受ける必要がある。

**株式会社放射線管理研究所「登録運搬物確認機関」の
登録申請に関する確認の概要**

1. 会社概要

(1) 会社名：株式会社放射線管理研究所

(2) 代表取締役：佐藤 信吾

(3) 設立：平成27年5月15日

(4) 業務内容

- ・放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく原子力規制委員会又は国土交通大臣の登録を受けた者が行う検査・確認
- ・放射線安全管理に係る支援業務
- ・放射線安全管理に関する出版物の発行及び講習会の開催 等

2. 確認の概要

(1) 申請書及び添付書類

株式会社放射線管理研究所が行った放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射性同位元素等規制法」という。）第41条の21の規定に基づく登録運搬物確認機関の登録の申請（以下「本申請」という。）について、登録認証機関等に関する規則（平成17年文部科学省令第37号）第44条に定める申請書及び添付書類が、表1のとおり全て提出されたことを確認した。

表1 申請書添付書類の提出状況

添付書類	登録運搬物確認機関
定款又は寄付行為及び登記事項証明書	○
役員の氏名及び経歴を記載した書類	○
放射性同位元素等規制法第41条の22において準用する法第40条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類【欠格条項の確認】	○
放射性同位元素等規制法第41条の21の2第3号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類	○
申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの【債務超過の状態にないことの確認】	○
運搬物確認員等の氏名を記載した書類及び運搬物確認員等が法第41条の21の2第1号又は第2号に該当する者であることを説明した書類	○
運搬物確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類	○

(2) 登録の要件等

本申請が、放射性同位元素等規制法第41条の21の2の各号の規定に基づく登録の要件等のすべてに適合することを表2の通り確認した。

表2 登録の要件等の適合状況

登録の要件等	登録運搬物確認機関
(1) 知識経験を有する運搬物確認員が運搬物確認を行い、その人数が3名以上であること。	○
(2) 知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。	○
(3) 登録申請者が、利害関係者に支配されていないこと	○
(4) 債務超過の状態にないこと	○

(注)

(1) については、5名が放射性同位元素等規制法第41条の21の2第1号イの規定「第1種放射線取扱主任者免状を有する者」に該当する。かつこの5名は特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム（参考3）を受講していることから、同号ホの規定「特定放射性同位元素の防護に関する業務に2年以上従事した経験を有する者」と同等以上の知識及び経験を有する者として、同号への規定「ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する。

(2) については、1名が放射性同位元素等規制法第41条の21の2第2号ロの規定「第1種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後5年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取り扱いの実務に従事した経験を有するもの」に該当する。かつこの1名は特定放射性同位元素防護管理者育成プログラム（参考3）を受講していることから、同号ニの規定「特定放射性同位元素の防護に関する業務に2年以上従事した経験を有する者」と同等以上の知識及び経験を有する者として、同号ホの規定「ニに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する。

(3) については、役員3名のうち1名が放射性同位元素等規制法別表第3第2号に基づく利害関係者に該当するが、利害関係者の割合が2分の1を超えていないことから、放射性同位元素等規制法第41条の21の2第3号ロの規定には該当しない。また登録申請者は同法第41の21の2第3号イ及びハの規定には該当しない。

(4) については、株式会社放射線管理研究所について、登録認証機関等に関する規則第44条第1号ホの規定「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録及びこれらに準ずるもの」として、貸借対照表及び財産目録が添付されており、内容について債務超過の状態にないことを確認した。

(3) 欠格条項

本申請が、放射性同位元素等規制法第41条の22の規定において準用する同法第40条各号の規定に定める下記の欠格条項のいずれにも該当しないことを表3のとおり確認した。

表3 欠格条項の該当状況

欠格条項	登録運搬物確認機関
(1) 放射性同位元素等規制法又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	該当しない
(2) 放射性同位元素等規制法第41条の22の規定において準用する法第41条の12の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者	該当しない
(3) 法人であって、その業務を行う役員のうち放射性同位元素等規制法第40条第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの	該当しない

(別紙)

(案)

番 号
年 月 日

株式会社放射線管理研究所
代表取締役 佐藤 信吾 宛て

原子力規制委員会

登録運搬物確認機関の登録について（通知）

令和2年1月31日付け申請のあった標記の件について、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条第2項に規定する登録運搬物確認機関として登録をしたので、通知します。

(参考)

放射性同位元素等の規制に関する法律（抄） （昭和32年法律第167号）

（運搬に関する確認等）

第十八条 許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、放射性同位元素又は放射性汚染物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、許可届出使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に関する措置（運搬する物についての措置を除く。）にあつては国土交通大臣（当該措置のうち国土交通省令で定めるものにあつては、国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録運搬方法確認機関」という。）又は国土交通大臣）の確認（以下「運搬方法確認」という。）を、その他の運搬に関する措置にあつては原子力規制委員会（次項の承認を受けた容器を用いて運搬する物についての措置にあつては、原子力規制委員会の登録を受けた者（以下「登録運搬物確認機関」という。）又は原子力規制委員会）の確認（以下「運搬物確認」という。）を受けなければならない。

3 許可届出使用者等は、運搬に使う容器について、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の承認を受けることができる。この場合において、原子力規制委員会の承認を受けた容器については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4～10（略）

（欠格条項）

第四十条 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（次条において「登録申請者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一条の十二の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録運搬物確認機関の登録）

第四十一条の二十一 第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録は、運搬物確認に関する業務（以下「運搬物確認業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（登録の要件等）

第四十一条の二十一の二 原子力規制委員会は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この条において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、原子力規制委員会規則で定める。

一 イからニまでに掲げる条件のいずれか及びホ又はヘに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する運搬物確認員が運搬物確認を行い、その人数が三名以上であること。

- イ 第一種放射線取扱主任者免状を有する者
 - ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ハ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ニ イからハマまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - ホ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
 - ヘ ホに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 二 イからハマまでに掲げる条件のいずれか及びニ又はホに掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する専任の主任運搬物確認員（登録申請者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員であるものに限る。）が運搬物確認の管理を行うものであること。
- イ 運搬物確認員の業務（放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。）に五年以上従事した経験を有する者
 - ロ 第一種放射線取扱主任者免状を取得した者で、その後五年以上放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物の取扱いの実務に従事した経験を有するもの
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
 - ニ 特定放射性同位元素の防護に関する業務に二年以上従事した経験を有する者
 - ホ ニに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 三 登録申請者が、利害関係者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、利害関係者がその親法人であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務を執行する社員）に占める利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、利害関係者の役員又は職員（過去二年間に当該利害関係者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 四 債務超過の状態にないこと。

（準用）

第四十一条の二十二 第四十条、第四十一条第二項及び第四十一条の二から第四十一条の十四までの規定は、第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録について準用する。この場合において、これらの規定（第四十一条第二項第三号を除く。）中「設計認証員」とあるのは「運搬物確認員」と、「設計認証等のための審査」とあるのは「運搬物確認」と、「設計認証業務」とあるのは「運搬物確認業務」と、「登録認証機関」とあるのは「登録運搬物確認機関」と、「設計認証業務規程」とあるのは「運搬物確認業務規程」と、「設計認証員等」とあるのは「運搬物確認員等」と、第四十一条第二項中「登録認証機関登録簿」とあるのは「登録運搬物確認機関登録簿」と、同号中「設計認証業務」とあるのは「第四十一条の二十一に規定する運搬物確認業務（以下単に「運搬物確認業務」という。）」と、第四十一条の三第二項中「第十二条の三第一項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法」とあるのは「原子力規制委員会規則で定める方法」と、第四十一条の八第一項中「主任設計認証員」とあるのは「主任運搬物確認員」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（公示）

第四十五条の二 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に

公示しなければならない。

一 (略)

二 第十二条の二第一項、第十二条の八第一項、第十二条の十、第十八条第二項、第十九条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十五条第二項又は第三十六条の二第一項（第三十八条の三において準用する場合を含む。）の登録をしたとき。

三～八 (略)

登録認証機関等に関する規則（抄） （平成17年文部科学省令第37号）

（登録の申請）

第四十四条 法第四十一条の二十一の登録の申請をしようとする者は、別記様式第一の申請書に次の書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - ハ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ニ 法第四十一条の二十一の二第三号イからハまでのいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ホ 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し及び履歴書
 - ロ 法第四十一条の二十二において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類
 - ハ 法第四十一条の二十一の二第三号ハに該当しないことを説明した書類
 - ニ 資産に関する調書
- 三 運搬物確認員等の氏名を記載した書類及び運搬物確認員等が法第四十一条の二十一の二第一号又は第二号に該当する者であることを説明した書類
- 四 運搬物確認業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（公示）

第五十七条 原子力規制委員会は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一 法第十八条第二項の登録をしたとき。	一 登録運搬物確認機関の氏名又は名称及び住所 二 運搬物確認業務の内容 三 運搬物確認業務を行う事業所の所在地 四 登録した年月日
---------------------	--

（以下略）

放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和32年法律第167号)に基づく登録認証機関等について

(参考2)

1. 経緯等

- 昭和55年に規制の充実と合理化を図るため「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。)が改正され、国が行う規制業務の一部を指定する民間機関に代行させる指定機関の制度が整備された。
- その後、公益法人改革を踏まえて平成17年に放射線障害防止法が改正されたことにより登録機関制が整備された。
- 令和元年9月の法改正により、特定放射性同位元素の防護(セキュリティ対策)が法の目的に追加され、法律名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」(以下「放射性同位元素等規制法」という。)に変更された。

2. 登録認証機関等

- 原子力規制委員会は、登録運搬物確認機関の登録申請者が放射性同位元素等規制法第41条の22の規定により準用する法第40条に規定する欠格条項に該当せず、第41条の21の2に規定する登録の要件等を満たす場合には、登録をしなければならない。
- 株式会社放射線管理研究所は、現在、登録検査機関、登録定期確認機関として既に原子力規制委員会による登録の実績があり、それに加えて、今回「登録運搬物確認機関」としての登録を申請している。
- なお、株式会社放射線管理研究所は、放射性同位元素等規制法に基づく国土交通大臣による登録運搬方法確認機関の登録を既に受けている。

原子力規制委員会の登録を受けた登録認証機関等	登録機関名	登録日
登録認証機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
登録検査機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録定期確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	平成27年9月16日
登録運搬物確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	株式会社放射線管理研究所	
登録濃度確認機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成25年3月11日
登録試験機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月29日
登録資格講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年11月7日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年10月25日
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成20年1月31日
	一般財団法人放射線利用振興協会	平成25年2月5日
登録放射線取扱主任者定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	平成17年9月5日
	公益社団法人日本アイソトープ協会	平成17年11月29日
	一般財団法人電子科学研究所	平成17年11月29日
	公益社団法人日本診療放射線技師会	平成17年12月1日
登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関	公益財団法人原子力安全技術センター	令和元年10月30日

- 「登録運搬物確認機関」は、放射性同位元素等規制法第18条第2項の規定に基づき、運搬に関する措置のうちBM型及びBU型の輸送物に係る技術上の基準への適合について確認を行う。

特定放射性同位元素に対する防護措置の義務化に伴う関係法令の改正の施行に向けた登録運搬物確認機関等に対する規定の運用について

令和元年5月22日
原子力規制庁

1. 背景

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第5条改正に伴い、登録運搬物確認機関及び登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関（以下「登録運搬物確認機関等」という。）の登録要件に、「特定放射性同位元素の防護に関する業務に2年以上従事した経験を有する者」と「同等以上の知識及び経験を有する者」が業務を行うことが追加された。

しかしながら、「特定放射性同位元素の防護に関する業務」は改正法の施行日以降にしか発生せず、したがって、施行日には「2年以上従事した経験を有する者」は存在しない。そのため、「同等以上の知識及び経験を有する者」が業務を行う必要がある。

また、特定放射性同位元素の運搬は頻繁に行われているため、登録運搬物確認機関が円滑に業務を実施するためには、改正法の施行日において特定放射性同位元素への防護措置の確認を行うことができるよう、業務規程が変更されている必要がある。

2. 規定の運用について

(1) 同等以上の知識及び経験を有する者について

原子力規制庁が実施した「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」を受講し、当該育成プログラムの修了証を交付された者を「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する者として取り扱うものとし、業務規程の審査において対象者が業務を行うことを確認する。なお、昨年度に実施した育成プログラムでは、登録運搬物確認機関の職員が受講し、修了証の交付を受けている。

(2) 業務規程の変更認可申請について

施行日までに登録運搬物確認機関の業務規程が変更されているためには、施行日までに原子力規制委員会に業務規程の変更認可を申請し、原子力規制委員会の審査が終わっている必要がある。そのため、登録運搬物確認機関の業務規程の変更認可申請は、施行日前でも受け付けることとする。

また、事業者の登録運搬物確認機関に対する運搬物の確認申請は、施行日前から行えることとし、運搬確認証の発行は、業務規程の認可以後とする。

3. 添付資料

参考 「特定放射性同位元素防護管理者等育成プログラム」の実施について（平成30年度19回原子力規制委員会資料2の抜粋）